

簡易公募型指名競争入札のお知らせ

下記の案件について、簡易公募型指名競争入札を行いますのでお知らせします。参加を希望される方は、宇治市公募型指名競争入札(見積)実施要領、宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準、宇治市競争入札心得を熟読、承知のうえ、参加を申し込んで下さい。

令和 7年 5月30日

宇治市長 松村 淳子

(担当課：契 約 課)

記

業務名	小中学校機械警備業務委託（中地区）ほか（合冊3件）		
業務場所	別紙仕様書のとおり		
委託期間	令和7年9月1日 ～ 令和11年8月31日 1461日間		
業務概要及び条件	小中学校機械警備業務（中地区）		
予 定 価 格	¥18,625,367	(税込)	最低基準価格 ¥13,037,000 (税込)
入札参加者に必要な資格・条件			
次の①～③の全てを満たすこと。 ①参加資格者名簿登録（京都府内本店・支店・営業所） ②警備業法認定業者 ③機械警備業務実績（元請、過去10年以内）			
入札参加表明書の受付			
提出期限 令和7年6月5日(木) 午後 5時 00分 まで 提出場所 郵便入札 添付資料 別紙参加表明書に記載のとおり			
入札予定	予定日 令和7年6月25日(水) 場 所 宇治市役所 西館4階入札室		
前 払 金	無	部 分 払	有 (47回)
消費税の扱い	消費税及び地方消費税を含んだ金額で行うこと		
そ の 他	本件はランダム係数を用いた最低制限価格を適用しますのでご注意ください。 本件は郵便による入札を実施します。別紙「説明会に替えて連絡する事項」を熟読してください。 本件は長期継続契約対象案件です。予定価格は4年分の合計金額です。 各施設の警備機器の配置図等については入札通知時に配布します。		

説明会に替えて連絡する事項

本案件は、「宇治市育成学級機械警備業務委託（中地区）」と「保育所機械警備業務委託（中地区）」の合冊です。

- ・本案件に係る質疑の受付は、次のとおりとします。

令和7年5月30日（金）午前9時から

令和7年6月12日（木）午後5時まで

- ・お知らせの入札（見積）予定は、開札予定となります。入札書（見積書）提出については、指名通知時にお知らせする指定期日（持参の場合は提出日）を厳守してください。

- ・郵便入札について、不参加により指名停止は行いません。

- ・封筒の雛形は、契約課ホームページ「様式等ダウンロード」よりダウンロードしてご使用ください。

- ・「郵便入札にあたっての注意事項」及び「宇治市郵便入札の応募案内」を熟読してください。宇治市ホームページ（<https://www.city.uji.kyoto.jp/soshiki/27/55607.html>）に掲載しています。

- ・入札、契約等に係る連絡はメールで行っており、競争入札等参加資格審査申請の際に記入いただいたメールアドレス（申請後に変更の届出をしている場合はそのメールアドレス）に送信します。新たにメールアドレスを登録される場合や他のメールアドレスに変更を希望される場合は、競争入札等参加資格審査申請事項変更届を契約課に提出してください。

予定価格を超過して入札した者の取扱いについて

- 本件の入札において予定価格を超過して入札をした者は、本件の落札者が決定せず、再発注を行う際には指名しない場合があります。
- 入札辞退者に不利益を課すことはありません。

仕 様 書

NO. 1

1. 委 託 業 務 名 各小・中学校 機械警備業務委託（中地区）
2. 委 託 業 務 場 所 宇治市立小学校 （計 8校）
三室戸小学校、菟道小学校、槇島小学校
小倉小学校、神明小学校、大久保小学校
菟道第二小学校、大開小学校
宇治市立中学校 （計 3校）
宇治中学校、北宇治中学校、広野中学校
3. 業 務 委 託 の 期 間 令和7年9月1日から令和11年8月31日まで。
4. 業 務 委 託 の 内 容 等
 - a. 方 法 監視機械の設置による監視、監視機械の異常通報時の緊急出動方式。
 - b. 業 務 の 種 類 及 び 概 要
 - ① 防 犯 …… 監視機械で『異常通報』があった場合、その受信の時から25分以内で可能な限り速やかに、当該現場に警備員を到着させること。
現場確認後、必要に応じ警察機関への通報。施設管理者への即時通報、教育委員会への報告、その他必要な措置を行うこと。
 - ② 火 災 異 常 …… 監視機械で『異常通報』があった場合、即時に消防機関へ通報するとともに、25分以内で可能な限り速やかに、当該現場に警備員を到着させること。
現場確認後、施設管理者への即時通報、教育委員会への報告、その他必要な措置を行うこと。
 - ③ 電 気 設 備 …… 監視機械で『異常通報』があった場合、その受信の時から25分以内で可能な限り速やかに、当該現場に警備員を到着させること。
現場確認後、必要に応じ関係業者への通報。施設管理者への通報、教育委員会への報告、その他必要な措置を行うこと。
 - ④ 監 視 機 械 …… 本体は、職員室及び給食室、及び発注者が指定する場所に設置し、給食室は単独とする。

⑤ センサー …… 一覧表の該当する教室（別紙）の全ての開口部（開閉できる部分）に監視センサーを設置する。また、当該教室には熱センサーを併設する。

一覧表に該当する昇降口、玄関及び出入口部分（別紙）に監視センサーを設置する。

なお、設置箇所の詳細については現地確認のうえ、教育委員会と協議を行うこと。

⑥ 設置等 …… 警備業務実施の為に必要な機器の設置・配線・配管の新設及び撤去等は業務受託業者の費用において行い、施設等に損傷を与えた場合は、現状に復旧すること。なお設置された機器等については、毎月保守点検を行い、異常のある場合には、速やかに改修を行い現状に復旧すること。なお復旧に要する費用は業務受託業者の負担とする。

また、改修等の工事により一時的に機器及び配線を撤去した場合は、指定する日時までに、遅滞なく再設置すること。なお、この場合の費用負担については別途協議するものとする。

c. 業務提供の時間帯

① 防犯及び電気設備 毎日17:00～翌日 8:00

イ. 国民の祝日に関する法律に規定する日、土曜日、日曜日、各学校の休校日、及び12月29日～1月3日までの日は、8:00～17:00を追加する。

ロ. 各学校の休校日は、施設管理者から7日前までに連絡する。

② 火災異常 毎日終日（24時間体制）

d. 施設管理の領域

① 防 犯 別紙に指定する施設

② 火 災 異常 火災報知機の設置された施設全域

③ 電 気 設備 漏電警報設備が設置され信号の取出しが可能な施設全域

5. 特記事項

a. 支払い方法

前払は行わない。部分払については月払いとし、契約金額の48分の1相当額を令和7年9月分からの請求に基づき支払う。端数が生じる場合は最終時に調整するものとする。

b. 機械警備の要領

端末機器設置――→受信装置――→緊急対処

c. 機械警備計画書の提出

業務受託業者は、本契約後、仕様書に基づき、警備計画書を提出し、教育委員会の承認を得ること。

d. 損害賠償

業務受託業者の過失により生じた損害賠償の額は、1事故について10億円を限度とする。

e. 譲渡及び部分委託の禁止

この業務の権利を第三者に譲渡し、又は警備業務の処理を第三者に委託してはならない。

f. 報告

業務受託業者は各月の警備業務の提供を完了したときは、警備実施報告書を各学校毎に作成の上、翌月の7日までに提出しなければならない。

ただし、異常があった場合は、その都度可能な限り速やかに、教育委員会宛に詳細な報告書を提出すること。

g. 警備方法

電話利用方式とする。

h. その他

この学校機械警備業務に疑義及び内容の変更が生じた場合は、双方協議して、協定事項として確認する。

また、契約の変更が必要な内容については変更契約の締結を行うため、誠実に対応すること。

警備業法、その他法律を遵守すること。

6. 監視機械（センサー）の設置場所

別紙のとおり

小学校

室名 学校園名	玄関	昇降口	校長室	職員室	保健室	印刷室	放送室	スタジオ	理科準備室	家庭科準備室	コンピュータ教室	図書室	給食室	その他の設置箇所	備考
三室戸小学校	○	○	○	○	○				○	○	○	○	●		設室・警口・ス 置部校備にスタ の分舎を掘錠ジ 2の1設置のオ 階出階置のオ 以入部すで 上り分るこ 以上のこの の口の室等 外は外と。場 部除部。合 とくとの隣 出及び室 入り外隣 り口室との 口部入り 階（も 段入機 教械
小倉小学校	○	○	○	○	○				○	○	○	○	●		
菟道小学校	○	○	○	○	○				○		○	○	●		
菟道第二小学校	○	○	○	○	○		○		○		○	○	●	通級教室	
神明小学校	○	○	○	○	○				○		○	○	●		
横島小学校	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○	●		
大久保小学校	○	○	○	○	○				○	○	○	○	●	用務員室、会議室、印刷室	
大開小学校	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	●		

中学校

学校園名	室名	玄関	昇降口	校長室	職員室	保健室	印刷室	放送室	スタジオ	理科準備室	家庭科準備室	コンピュータ教室	図書室	視聴覚室	その他の設置箇所	備考
宇治中学校		○	○	○	○	○	○			○		○	○		音楽室、木工室、会議室	3 はまて 設けいど、 除障り障壁境の、ス 以く口有す金出タ 上く一（一）しるは入タ の及野地境こは設けいど、 部外置る。室に、 と部分の も相境 の境の外 境境 出段出部 境の寄 く置りら 置りら 口の口出 をな室
北宇治中学校		○	○	○	○	○				○		○	○			
広野中学校		○	○	○	○	○	○			○		○	○		用務員室、美術室	

● は、職員室他と切り離して、単独でセットできるもの。

育成学級機械警備業務仕様書

1. 委 託 業 務 名 育成学級機械警備業務（中地区）
2. 委 託 業 務 場 所 宇治市立育成学級（計 8 育成学級）
 三室戸育成学級（専用施設）、菟道育成学級（空き教室）、
 小倉育成学級（専用施設）、神明育成学級（専用施設）、
 大久保育成学級（専用施設）、菟道第二育成学級（専用施設）、
 大開育成学級（空き教室）、
 槇島育成学級（専用施設・空き教室）
3. 業 務 委 託 の 期 間 令和 7 年 9 月 1 日から令和 11 年 8 月 31 日まで
4. 業 務 委 託 の 内 容 等
 - (1) 方法 監視機械の設置による監視、監視機械の異常通報時の緊急出動方式
 - (2) 業務の種類及び概要
 - ①防 犯 … 監視機械で『異常通報』があった場合、その受信の時から 25 分以内で可能な限り速やかに、当該現場に警備員を到着させること。現場確認後、必要に応じ警察機関への通報、福祉こども部への即時通報、その他必要な措置を行うこと。
 - ②火災異常 … 監視機械で『異常通報』があった場合、即時に消防機関へ通報するとともに、25 分以内で可能な限り速やかに、当該現場に警備員を到着させること。現場確認後、福祉こども部への即時通報、その他必要な措置を行うこと。
 - ③電気設備 … 監視機械で『異常通報』があった場合、その受信の時から 25 分以内で可能な限り速やかに、当該現場に警備員を到着させること。現場確認後、必要に応じ関係業者への通報、福祉こども部への通報、その他必要な措置を行うこと。
 - ④監視機械 … 本体は職員室に設置すること。
 - ⑤センサー … 各育成学級保育室の全ての開口部（開閉できる部分）に監視センサーを設置する。また、当該教室には熱センサーを併設する。なお、設置箇所の詳細については現地確認のうえ、施設管理者と協議を行うこと。
 - ⑥設置等 … 警備業務実施のために必要な機器の設置・配線・配管の新設及び撤去等は業務受託業者の費用において行い、施設等に損傷を与えた場合は、現状に復旧すること。なお、設置された機器等については、毎月保守点検を

行い、異常のある場合には速やかに改修を行い現状に復旧すること。なお復旧に要する費用は業務受託業者の負担とする。また、改修等の工事により一時的に機器及び配線を撤去した場合は、指定する日時までに、遅滞なく再設置すること。なお、この場合の費用負担については別途協議するものとする。

(3) 業務提供の時間帯

①防犯及び電気設備 … 毎日 18:30～翌日 8:00

イ. 国民の祝日に関する法律に規定する日、日曜日、閉級日及び 12 月 29 日～1 月 3 日、8 月 13 日～16 日までの日は、7:30～18:30 を追加する。

ロ. 各育成学級の閉級日は、施設管理者から 7 日前までに連絡する。

②火災異常 … 毎日終日（24 時間体制）

(4) 施設管理の領域

①防 犯 各育成学級内

②火災異常 火災報知器の設置された施設全域

③電気設備 漏電警報設備が設置され信号の取り出しが可能な施設全域

5. 特 記 事 項

(1) 支 払 方 法 前払は行わない。部分払については月払いとし、契約金額の 4 8 分の 1 相当額を令和 7 年 9 月分からの請求に基づき 4 8 回支払う。端数が生じる場合は最終時に調整するものとする。

(2) 機械警備の要領 端末機器設置 → 受信装置 → 緊急対処

(3) 機械警備計画書の提出 業務受託業者は、本契約後、仕様書に基づき、警備計画書を提出し、施設管理者の承認を得ること。

(4) 損 害 賠 償 業務受託業者の過失により生じた損害賠償の額は、1 事故について 10 億円を限度とする。

(5) 譲渡及び部分委託の禁止 この業務の権利を第三者に譲渡し、又は警備業務の処理を第三者に委託してはならない。

(6) 報 告 業務受託業者は、各月の警備業務の提供を完了したときは、警備実施報告書を各育成学級毎に作成の上、翌月 7 日までに提出しなければならない。ただし、異常があった場合は、その都度可能な限り速やかに、施設管理者宛に詳細な報告書を提出すること。

(7) 警 備 方 法 電話利用方式とする。

(8) そ の 他 この育成学級機械警備業務に疑義及び内容の変更が生じた場合は、
双方協議して協定事項として確認する。

警備業法、その他法律を遵守すること。

契約後、業務受託業者は速やかに担当職員等と十分な引継ぎ及び
調整を行い、業務の履行の準備に万全を期すこと。

6. 監視機械の設置箇所 各育成学級内。

保育所機械警備業務仕様書

1. 委託業務名 保育所機械警備業務（中地区）
2. 委託業務場所 宇治市立保育所 3 保育所
 宇治保育所 宇治市宇治貳番 84-10
 小倉双葉園保育所 宇治市小倉町西畑 13
 善法保育所 宇治市宇治善法 116-2
3. 業務委託の期間 令和 7 年 9 月 1 日から令和 11 年 8 月 31 日まで
4. 業務委託の内容等
 - (1) 方法 監視機械の設置による監視、及び監視機械の異常通報時の緊急出動による方式
 - (2) 業務の種類及び概要
 - ①防 犯 … 監視機械で『異常通報』があった場合、その受信の時から 25 分以内で可能な限り速やかに、当該現場に警備員を到着させること。現場確認後、必要に応じ警察機関への通報、施設管理者への即時通報、その他必要な措置を行うこと。
 - ②火災異常 … 監視機械で『異常通報』があった場合、消防機関への即時通報を行うとともにその受信の時から 25 分以内（「警備業法」に規定する時間）で可能な限り速やかに、当該現場に警備員を到着させること。現場確認後、必要に応じ施設管理者への通報、その他必要な措置を行うこと。
 - ③電気設備 … 監視機械で『異常通報』があった場合、その受信の時から 25 分以内（「警備業法」に規定する時間）で可能な限り速やかに、当該現場に警備員を到着させること。現場確認後、必要に応じ関係業者への通報、施設管理者への通報、その他必要な措置を行うこと。
 - ④監視機械 … 本体は職員室に設置すること。
 - ⑤センサー … 職員室、調理室、各保育室の全ての開口部（開閉できる部分）に監視センサーを設置する。また、職員室及び調理室には熱センサーを併設する。なお、設置箇所の詳細については現地確認のうえ、施設管理者と協議を行うこと。
 - ⑥設置等 … 警備業務実施のために必要な機器の設置・配線・配管の新設及び撤去等は業務受託業者の費用において行い、施設等に損傷を与えた場合は、現状に復旧すること。なお、設置された機器等については、毎月保守点検を行い、異常のある場合は速やかに改修を行い現状に復旧すること。なお復

旧に要する費用は業務受託業者の負担とする。また、改修等の工事により一時的に機器及び配線を撤去した場合は、指定する日時までに、遅滞なく再設置すること。なお、この場合の費用負担については別途協議するものとする。

(3) 業務提供の時間帯

①防犯及び電気設備 … 毎日 18:30～翌日 7:30

イ. 国民の祝日に関する法律に規定する日、日曜日、振替休所日及び 12 月 29 日～1 月 3 日までの日は、7:30～18:30 を追加する。

ロ. 各保育所の休所日は、施設管理者から 7 日前までに連絡する。

②火災異常 … 毎日終日（24 時間体制）

(4) 施設管理の領域

①防 犯 別紙に指定する施設

②火災異常 火災報知器の設置された施設全域

③電気設備 漏電警報設備が設置され信号の取り出しが可能な施設全域

5. 特 記 事 項

(1) 支 払 方 法 前払は行わない。部分払については月払いとし、契約金額の 4 8 分の 1 相当額を令和 7 年 9 月分からの請求に基づき 4 7 回支払う。端数が生じる場合は最終時に調整するものとする。

(2) 機械警備の要領 端末機器設置 → 受信装置 → 緊急対処

(3) 機械警備計画書の提出 業務受託業者は、本契約後、仕様書に基づき、警備計画書を提出し、施設管理者の承認を得ること。

(4) 損 害 賠 償 業務受託業者の過失により生じた損害賠償の額は、1 事故について 10 億円を限度とする。

(5) 譲渡及び部分委託の禁止 この業務の権利を第三者に譲渡し、又は警備業務の処理を第三者に委託してはならない。

(6) 報 告 業務受託業者は、各月の警備業務の提供を完了したときは、警備実施報告書を保育所毎に作成の上、翌月 7 日までに提出しなければならない。ただし、異常があった場合は、その都度可能な限り速やかに、施設管理者宛に詳細な報告書を提出すること。

(7) 警 備 方 法 電話利用方式とする。

(8) そ の 他 この保育所機械警備業務に疑義が生じた場合は、双方協議して協定事項として確認する。

契約後、業務受託業者は速やかに担当職員等と十分な引継ぎ及び調整を行い、業務の履行の準備に万全を期すこと。

警備業法、その他法律を遵守すること。

また、本契約期間満了前に警備機器や配線、配管の撤去・移管作業等が必要になった場合の対応、費用負担については、保育支援課と別途協議を行うものとする。

6. 監視機械の設置箇所 別添図面のとおり。

別表

警備時間表

	機械警備		備考
	時間		
平日	17:00～24:00 0:00～8:00 最終職員降園時以降		その他異常発生時の緊急出動
土曜日	0:00～24:00 職員出勤時はその時間帯は除く		その他異常発生時の緊急出動
日曜日及び休日	0:00～24:00 職員出勤時はその時間帯は除く		その他異常発生時の緊急出動
保育所休園日	0:00～24:00 職員出勤時はその時間帯は除く		その他異常発生時の緊急出動
祝日	0:00～24:00 職員出勤時はその時間を除く		その他異常発生時の緊急出動
年末・年始	0:00～24:00 職員出勤時はその時間帯を除く		その他異常発生時の緊急出動